

柏崎民商会報

18年5月14日

〒九四五一〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 一三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 一三一一九三〇七

憲法を考える

自衛隊を憲法9条に明記しても

何も変わらないのか

弁護士 味岡申幸

5月3日は憲法記念日でした。

「憲法を考える」ということで、

毎月の無料法律相談でお世話に

なっている中央法律事務所が発

行する冊子「しなの川」より『味



岡弁護士』の記事を紹介します。

憲法改正の国民投票の費用に約800億円

かかりますが、何も変わらないのであればそれ

だけ多額の費用をかけて憲法改正する必要があ

りません。安倍総理は、自衛隊を日向ひなたの存在に

するため明記が必要というようなことを言っ

ていますが、自衛隊を海外で何の制約もなく活動

できるようにしたいというのが本音です。

これまでは憲法に自衛隊について定めた条

文がないことから、自衛隊は憲法9条の平和主

義に違反する、自衛隊の活動は日本の自衛のた

めの必要最小限の活動に限られるべきである、

他国の軍隊が攻撃された場合でも日本が攻撃さ

れたとみなし他国の軍隊と一緒に軍事力の行使

が可能であるとする安保法制は憲法に違反する、

などと自衛隊に対する立憲主義的歯止めが可能

でした。

しかし、自衛隊を9条に明記することにより、

自衛隊の活動に対する歯止めが無くなり、国防

の名のもとに国民の人権の制約が容易に行われ

るようになります。戦争に反対するのは非国民

とのレッテルを貼られ、市民やマスコミの言論

統制、学問研究や宗教活動が抑制される社会に

なっていくきます。徴兵制が可能となり、運輸、

土木、軍需産業、ロボット技術、IC関係、医

療関係等の分野での徴用も可能となるでしょう。

自衛隊明記に反対するのか認めるのかは、平

和な社会を存続させるのか、人権が保障されな

い戦争という暗い社会に突入していくのか、と

いうことが問われているのです。

あつたか役員会開く

「6月のあつまりは〇〇さんのお店で」



料飲支部は、9日に定例の

ランチ付き役員会（役員以外

の会員の参加も可能）を開催。

「こういう厳しい時こそ、仲

間どうしの助け合い」という

ことで、昼食時間も営業を始めた役員さんのお

店で、6月の集まりを開くことを決めました。

県内の民商では

税務調査が始まっています

4月に入ってから県内の民商では、税務調査

が始まっています。正当な調査理由が無い場合

や事前通知が1つでも欠ける場合、適正手続を

欠いた違法調査となります（ウラ面参照）。

5月のパソコン会計教室は21日

パソコン会計教室は、21日（月曜）の午後7

時から、ワーキングプラザ柏崎で開催。

